

# 越前市令和6年度住民税非課税世帯等 に対する支援給付金のご案内

- この給付金は、令和6年度に新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となった世帯を支援する給付金(対象1世帯あたり10万円)です。
- この給付金を受給するには、**申請手続きが必要**です。

※本給付金における「世帯」とは、**令和6年6月3日時点**の住民票上の世帯を言います。

## 給付額

①対象1世帯あたり

**10万円**

②対象児童1人あたり

**5万円**

上記①②の合計額を  
給付します。

## 申請期限日

**令和6年10月31日(木)**

**【書類必着】**

※申請期限日までに市に書類が到着する必要があります。郵送の場合、市に到着するまでに2～3日かかる場合がありますのでご注意ください。

## 給付時期

市が申請を受理した日から  
**2～3週間後**が目安です。

※申請の混雑状況によって前後する場合があります。

## 申請手続きの方法

- 同封の「**越前市令和6年度住民税非課税世帯等に対する支援給付金支給要件確認書**」の記載内容を確認してください。
- 世帯主が「確認書」に必要事項を記入※してください。  
※必要に応じて、本人確認書類・口座確認書類の写しをご用意ください。
- 「確認書」を同封の返信用封筒に入れて、市に**返送してください**。  
※返送の際は、確認書の記入漏れ、必要書類の入れ忘れがないようご注意ください。

**★★★★ 詳細は裏面をご覧ください★★★★**

越前市ホームページ  
では多言語でご覧  
いただけます。



主页有多种语言版本。  
The homepage is available in multiple languages.  
A página inicial está disponível em vários idiomas.  
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

## お問い合わせ

越前市役所 市民福祉部 社会福祉課  
電話 **0778-43-5354**

受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)  
※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

## ①給付の条件(記入前にご確認ください)

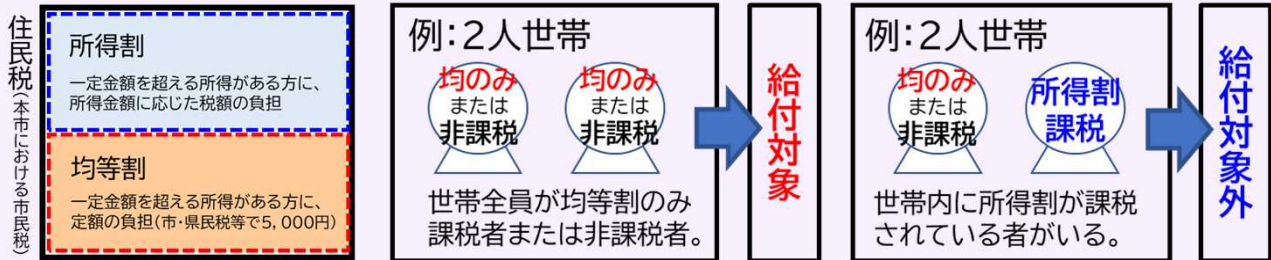
次の全ての条件を満たす世帯が給付対象です。

### (1) 世帯全員の定額減税前の令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税であること

…令和6年6月時点では、条件を満たしていることを市で確認しています。  
課税状況に変更がないかご確認ください。

【給付対象外となる例】

・修正申告等の結果、令和6年度の住民税の所得割が課税になった場合



### (2) 世帯全員が令和6年度住民税課税者から扶養を受けていないこと

…世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない者が一人以上いる必要があります。  
市内からの扶養: 基準日時点では、上記内容を満たすことを確認しています。  
扶養状況に変更がないかご確認ください。

市外からの扶養: 世帯にてご確認ください。わからない場合は、家族等にご確認ください。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子(住民税課税者)の扶養になっている
- ・親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など

### (3) 世帯内に、他の自治体から同様の給付金を受けた者がいないこと

…他の自治体で既に給付を受けている場合は給付対象外となります。

### (4) 令和5年度に支援給付金の給付対象となっていないこと

…受給状況に関わらず、次の給付金の要件を満たした世帯及び当該世帯主がいる世帯は給付対象外となります。(他市町村での同様の給付金を含む。)

- ・越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付): 対象1世帯7万円
- ・越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金: 対象1世帯10万円

### (5) 租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

…外国籍の方がいる世帯においては、特にご注意ください。

## ②こども加算(児童1人あたり5万円)について

- 令和6年6月3日(基準日)時点で、世帯内に18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯については、確認書に児童の氏名を記載しています。
- 記載の児童を世帯で扶養している場合、こども加算の対象となります。
- 給付は世帯主に行いますので、対象児童の実際の扶養者と給付対象者が異なる場合があります。

※基準日の翌日以降に出生した児童や別世帯だが扶養している児童がいる場合は、別途、申請書(様式第2号)の提出による手続きが必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードまたは窓口(市役所2階社会福祉課または今立総合支所)にて配布しています。